

令和7年第10回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年10月27日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (1名)

20番 小平 裕一

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第45号	農地法第2条の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第49号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)
議案第50号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 17 番 (河上)

議事録署名人 18 番 (吉瀬)

開 会 令和7年10月27日 午後2時58分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

時間より前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和7年第10回農業委員会総会及びに協議会を開会させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お集まりいただきましてありがとうございます。

稲刈りに続きまして、ソバも刈り上げていまして、麦の種まきも始まったというような状況であります。いよいよ秋だなと思っております。

新しい総理に高市早苗さんがなられて、農林水産大臣は鈴木憲和氏になりました。

それで、一番気になる、農林水産大臣が何を言うのかなと思いましたが、お米に関してはお米券を発行すると、我々はそれを求めているのではなくて、全体の農業の計画はこれからどうしていくのかっていうことを示した上で、その中から話が出てくると思うんですけども、しょっぱなでお米券という話が出てきまして、ちょっとまた昔に戻っていくかなという感じがしております。

これからまたいろいろ出てくると思っておりますけれども、それに倣って活動を進めていきたいと思っております。

また、今日は結構な数の案件がありますので、御協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございますが、今回は3番の木下亜紀委員さんをお願いいたします。

3 番 (木下 亜紀君)

皆さん、お疲れさまです。

今月の一言を担当します木下です。よろしくお願いいたします。

それでは、お米のことですけれども、我が家では本業の果樹生産の傍ら少し米作りをしているのですけれども、30aほどを夫と二人でやっております。

いつもはざかけで乾燥しているのですけれども、今年のはぎの三脚がちょっと老朽化してきたので更新しようということでホームセンターを回ったけれども、4軒回ってもどこにもなかったです。ようやく5軒目で見つかりまして、

これはどういうことなのだろうと二人で話したけれども、もしかしてはざかけをしている人たちが増えてきているのかなと、これは感触ですけれども、そんな感想を持った稲刈りシーズンでした。

中沢地区営農組合で毎年行っている視察研修があるのですけれども、その研修で去る10月8日に新潟県上越市の川谷地区という小さな集落に行っていました。営農組合の組合員と市役所の農林課職員など、総勢20名ちょっとの研修でした。

川谷地区は上越市の北東部にある小さな山間部の地区でして、こちらは最寄りのコンビニまで車をすっ飛ばしても30分ぐらいの山あいで、一緒に行った中沢地区のおじ様たちはみんなびっくり仰天していました、こんなところで農業をやっているっていうのはすごいなと言っていました。

ようやくたどり着いたところは棚田に囲まれた集落で、とても美しい山あいの地区でした。

なぜ今回その地区を訪れたかといいますと、小さな集落で、ここ30年くらいで110人から50人を切るくらいまで人口が減ってしまっていて、その危機感から10年ほど前に住民が農水省の補助事業を活用して地域ビジョンをつくったという話を聞きまして、それで視察研修に伺ったわけです。

地域ビジョンは地域で元気で笑って100年後も暮らしたいという地区の人々の思いを具現化したビジョンだそうです。

このビジョンの中ではいろいろな夢が語られているのですが、ビジョンを策定するプロセスの中で見えてきたことが一つあったそうです。それは何かといいますと、地区が存続するためにはもう外から人を呼び込むしかないというコンセンサスが得られたということだそうです。

それで、コンセンサスがあったおかげで、その後いろいろな事業の取組が始まりまして、そのうちの一つが基幹事業という農地維持のための取組だそうです。

その取組の一環として何が行われたかといいますと、高齢で耕作できなくなった方の農地を農地管理チームが一旦全て引き受けて比較的若い人たちが耕作し、その間に地域おこし協力隊や移住者、Iターン、Uターンなど、いろいろな方々を外から呼び込んで農業のイロハを教え、その方々が独立するときには農地管理チームが持っていた土地を譲り受けるという仕組みが構築され、それがうまく軌道に乗ってきたという話でした。

また、地区で中山間直接支払事業の予算を使って農機具一式を購入し、新規就農者の方々に貸し出して就農を応援するという体制もしかれているそうです。

そのようにいろいろな取組の話を聞いて、すばらしいなと思ったのですけれど

ども、実際に人口減少は今止まっているようでして、高齢化は引き続き進んでいるけれども、新しい人が入ってきて地区が元気になってきたという話を聞きました。

最後に地区のリーダーの方のおっしゃっていたのが10町歩を1人で耕すよりも10町歩を10人で耕したほうが村は元気になるという言葉で、とても印象に残ったのですけれども、後継者の問題とか、私たちが暮らす中沢地区にもいろいろありますけれども、今後は1人でも2人でも就農する人が増えるような取組を頑張っていきたいと思った次第です。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局長（入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会長（氣賀澤 道雄君）

これより令和7年10月1日付、告示第10号をもって招集しました令和7年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

20番 小平裕一推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において17番河上邦和委員、18番 吉瀬久司委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第45号 農地法第2条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

本件につきましては、9月の一斉農地パトロールで確認していただいた際、現況が山林または原野化しており、農地に復旧するための物理的な条件整備が

著しく困難であり、農地として復元したとしても継続して耕作が望めない土地について現地調査を行った結果、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないと判断をいただくものでございます。

1ページから9ページまでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、今回議案として提出させていただく土地につきましては、竜西10筆、竜東242筆、計252筆となっております。

以上について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

数が非常に多いので、ちょっと時間を取りますので、まずは確認していただくっていうことと、もし該当する地元委員の補足説明があるようでしたら挙手してください。お願いします。

では、ちょっと時間を取りますので確認してください。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

中沢が非常に多いので、中沢の委員の方は名前を見れば大体この辺かなっていうのが分かると思いますので、御意見があればお願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これから質疑、意見に入りたいと思います。

質問、意見がございましたらお願いいたします。

倉田委員、お願いします。

5 番 (倉田 益式君)

趣旨から外れるかもしれないですけど、これだけ農地から原野、山林に落とした場合、各地域でそれぞれ何%ぐらいが減ることになるのでしょうか。

主 任 (竹村 直人君)

まず具体的に総体の面積でどれくらい各地区の農家に農地があり、それがこの結果によってどれくらい減るかというところまでは集計ができていないところですよ。

今年度でいくと除外する全面積では9万7,000㎡が総計になっておりますが、その詳細や各地区の区分けというものは集計できていないところであります。

5 番 (倉田 益式君)

市全体の何%ですか。

主 任 (竹村 直人君)

合計が9万7,000㎡ですので……。

- 5 番 (倉田 益式君)
では、後で結構ですから、結果としてどうなったか教えてください。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
では後で報告してください。
ほかにありますか。
小松委員、お願いします。
- 6 番 (小松 伸治君)
ちょっとずれた質問かもしれませんが、この方々の承諾みたいなものは必要なのでしょうか。
それと、この方々は全て現存される方で、相続は前の方から、そういうことはないのでしょうか。連絡は取れているのでしょうか。
- 主 任 (竹村 直人君)
まずこの名簿に載っている方々についてですが、今年4月1日時点の所有者の方たちがここに載っておりますので、それ以降に亡くなられた方については、現在、まだここには反映されていない状態です。
それで、農業委員会の審議後に、各所有者の方には非農地判定を行いますという事前御連絡をしておりますので、その際、今後耕作する旨の意向などが確認できた方については非農地判定を見送るということになります。
また、相続で名義が変わっている方については、名義が変わった方宛てに御連絡をさせていただくような流れとなっております。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。
ほかにございますか。
中嶋委員、お願いします。
- 2 番 (中嶋 隆君)
今回、調査の方法を変えているわけですね。それで、変えたことによって昨年との違いを何か分析されているようだったら知りたいです。
- 主 任 (竹村 直人君)
昨年と一番の違いは、農地パトロールを行った対象農地は非農地の可能性の高い筆になります。ですから非農地判定を行った筆は昨年よりも70筆ほど多い状態になっておりますが、適正な農地台帳の管理というところに重きを置きまして、現状で農地ではないと思われる農地については農地パトロールの対象となるように調査を行ったところ です。
- 2 番 (中嶋 隆君)
結果の違いってというのは何か出たのでしょうか。

- 主任 (竹村 直人君)
結果については、農地パトロールを行った結果、農地ではないと判断された筆は昨年よりも多かったということになっております。
- 2番 (中嶋 隆君)
人が回るより非農地になりやすい傾向にあるということですか。
- 次長 (山本 孝浩君)
A Iの解析結果によって各圃場に耕作放棄率っていうものが与えられておりますので、今回の農地パトロールで回っていただいた農地は限りなく耕作放棄率が高いところに絞って回ることができた、あとは、判定にしても、これまではずっと人の目で見えていた黄色の部分なのか非農地なのかっていうものがより判定しやすくなったといいますか、より高い精度で判定ができたっていうところがこれまでの農地パトロールと違ったところではないかと思えます。
- 2番 (中嶋 隆君)
効果が出ているって判断できるという見解でよろしいのですか。
- 主任 (竹村 直人君)
そのように認識しております。
- 2番 (中嶋 隆君)
人が回るよりは、そのほうが……
- 主任 (竹村 直人君)
人の目だけではなく、A Iの視点というものも参考にしながら見ることでできているかと思えます。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですが。
- 2番 (中嶋 隆君)
はい。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
春日委員、お願いします。
- 12番 (春日 知也君)
去年までと違い、今までの集計上、耕作放棄地としてカウントされていたものであるという認識でよろしいですか。
- 主任 (竹村 直人君)
この中のものについては、耕作放棄地で、これまで遊休農地となっていた筆がほかにも非農地として載っているところになります。
- 12番 (春日 知也君)
そうすると、いろんな場面で議論になっている、例えば山裾のもう無理など

ころは山に戻したほうがいいのかというのを実践する判断になっているということなのだろうと思うけれども、結果として耕作放棄地がおよそ9.7haくらい減るけれども、これは解消活動によって出てきたのではなくて、現状の耕作放棄地を外しただけだということです。

だから、じゃこれらが何で放棄地になっちゃったのかというあたりの対策が実際には要るのだろうかと感じました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、質疑等は出尽くしたと思いますので、議案第45号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 農地法第2条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書10ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

福岡区、 の東2筆、計453㎡になります。

10ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は体調不良となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (河上 邦和君)

先日、上田委員とともに現地確認に行っていました。

備考欄に書いてあるとおりですけれども、譲渡人は、体調不良のためこれ以上畑を管理できないと思っていたところ、知人方が■■■■の拡張を図ってやっていきたいという話を聞き、それに賛同して贈与という形で譲るということをお聞きしました。

このままでは遊休農地化しちゃうというところですので、それが■■■■で解消されれば非常にいいのではないかと思います。

農地といっても、周りの西、南、東には住宅がありまして、三方が住宅に囲まれている、畑というより住宅地みたいな感じですので、農薬散布などには風向き等に十分考慮して近隣に迷惑がかからないようにお願いしますということをお申し添えておきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第46号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書14ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては13ページ左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

下平区、■■■■の西1筆210㎡になります。

12 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、申請人は現在居住している住宅の建て替えを行うに当たり当地を住宅敷地として使用したい。

農振法等でございますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

14番 (宮澤 秀一君)

10月4日に山崎推進委員とともに現地調査してまいりました。

北側の隣接地は農地でありますけれども、平屋で建てられること、さらには所有者の同意も得ておりますので、日照に関する問題はないというふうに思いました。

雨水については地下浸透。したがって周辺農地への影響はないという判断をいたしました。

さらに、駒ヶ根土地改良区でからは畑であることから地区外証明書が発行されております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第47号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5-5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南東1筆241㎡になります。

14ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人はこれまで駐車場用地として使用していた土地について農地法による手続が取られていないことが分かったため追認手続を取りたい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上5件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番

(河上 邦和君)

1番から4番までにつきまして、南割の委員の上田委員さんと現地確認に行っていました。

初めに1番から3番までを説明します。

まず、2番の[REDACTED]がもともと太陽光にしたいと言い出したところです。

2番の[REDACTED]は、後継ぎが娘さんしかいなくて、もう嫁いでいて今はいないということです。

高齢のため自分では今後農地を維持できないのでということで、以前から農地として誰か買って欲しくないかといろいろ声かけしていたのですが、やっぱり[REDACTED]あたりだとなかなかやりたいという人はいなくて困っていたところ、太陽光発電事業者の方から事業拡張のために取得したいという話があり、この場所の北側も西側も南側もぐるっと太陽光発電パネルが設置してありまして、この際しようがないかなという感じで本人は言っていました。

それで、また申請地の中には農業用水路が流れておりまして、この辺は第1回の地元住民説明会で大雨が降って用水路が溢れたらどうするのだという意見がありまして、1年ばかりボーリング調査をしたりして、どうなっちゃったのかなと思っていたら、今年になってからもう一回地元説明会があり、今度は[REDACTED]という会社に替わりまして、この施工業者が引き継いで施工するということで説明に来ました。

そういうわけで、地元説明会も終了しまして意見がなかったのと、関係法令と県条例の遵守を徹底して事業を進めてもらいたいと思うということを申し

入れておきました。

次に3番ですけど、3番は、5-2の位置図の黒く塗り潰した四角がありますが、その右側の続きの土地であります。

土地の所有者が違くと申請も全部別だということですので別になりましたけれども、これは今の2番と併せて、[]の持ち物だったけれども、[]の[]が下火になってきて永年耕作放棄のような形になっているので、太陽光発電に有効利用できるなら事業縮小のため売りたいというようなことです。

1番は、位置図のような形で、先ほどの申請地から西側に100mくらい離れたところにある土地です。

やっぱりこの土地も道路を挟んで南側には太陽光発電パネルがべたべたべたっとありまして、初めここの申請はなかったけれども、土地の持ち主の方も高齢で困っていたようで、第2回目の申請では太陽光発電の会社が併せてこれも太陽光発電施設にしたいということで申請があったようです。

そういうわけで、この3件の土地については、周りの農地は、道路を挟んだりしているのと、ほとんど農地がなく、5-3は道路の東に農地があり、5-1の西側が畑になっていますが、ここは草ぼうぼうで、毎年、農地パトロールでは非農地だよねっていう感じでした、全然改善される見込みがないまま草ぼうぼうの土地になっております。

そんなわけで、一応周りの農地に影響はないのではないかっていうことで見てまいりました。

あと、4件目になりますけれども、譲受人は[]を経営していて駐車場不足から隣地の畑を取得して駐車場にしたという意向があり、譲渡人のほうは、畑の三方向を道路と住宅に囲まれておって、しかもちょっとL字型の不成形地になっているということと、高齢になって毎年ただただ草刈りをしているだけなので、この際、生活安定の足しにしたいので手放したいっていうことのようなのです。

一応、南側の一部に畑が面しておりますけれども、駐車場っていうことのため、日照とか風通しとかは影響ないと思われます。それでも万が一被害が生じた場合は譲受人の責任において処理するとの一筆もありまして、問題はないのではないかと思います。

以上です。

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では5番をお願いします。

会 長

13番 (北澤 満君)

5番でありますけれども、事務局でお話ししたとおりの内容であります。
譲受人の自宅の前が畑で、草刈りはしていたのですけれども何年にもわたってそのまま、そんな状態になっていたところであります。

以前から駐車場として使っていたけど手続を取っていなかったということで申請が上がってまいりました。てんまつ書をつけてということであります。

砂利を敷いただけの駐車場で、車を2台も止めるともういっぱい、車が止まっていたけれども手続を取っていなかったということで、今回、改めて申請が上がってきたということであります。よろしく願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

倉田委員。

5番 (倉田 益式君)

1番2番3番についてですけれども、何度も上在の農業委員でここを見て回っているけれども、もうこういうふうには太陽光パネルを設置するしかないということで、今、地元委員から説明があったのですが、ここのエリアを管理している法人は農事組合法人福岡ですか。

17番 (河上 邦和君)

特に法人で耕作しているところはないです。

5番 (倉田 益式君)

要は、お願いしたいって言われても、法人としてはもう手も足も出ないと…

17番 (河上 邦和君)

ええ。

2番のところは水田だから作れば補助金等も出るかもしれないけど、その周りはほとんど畑で、牧草地みたいなところで、昔から水のないところで、補助金が出ないと、畑を法人で借りて何か作るっていうことはとても採算が合わなくてできないので……。

5番 (倉田 益式君)

分かりました。

受けようとしても、法人としても受けられないし……

17番 (河上 邦和君)

そのほかにもやってくれないかっていう話があるので、とても法人では手が回らないです。

- 5 番 (倉田 益式君)
個人の代表でやっている人に声をかけても受けてくれないですか。
- 17番 (河上 邦和君)
はっきり言って、そうですね。
- 5 番 (倉田 益式君)
やっぱり受けてくれない、法人も受けられないということですね。
- 17番 (河上 邦和君)
大規模にやっておる方も福岡には1軒だけしかなくて、南割とか、そういうところへ声をかければいいのかもかもしれないけど、今のところはないです。
- 5 番 (倉田 益式君)
法人をつくったときに、我々北割は農事法人で、今言われた農事組合法人福岡、市の中で最後に法人化した2グループです。だから、法人化するときにも、何ていうのかな、法人の体質から見ても法人としての基本的な要素を網羅できていない2つの法人じゃないかと思ってちょっとお聞きしたのですけれど…
…。
- 分かりました。じゃ受皿がないと、だからこういう太陽光発電をやるしかないということですよ。
- 地域計画ってということで今は進めているけども、結局こういう形のところが出てきてしまうので、そのときにはもうしょうがないなということですかね。
- 分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
森委員。
- 1 番 (森 武雄君)
2点質問がありましたけど、1点目は倉田委員と同じ質問でしたので、それは了解しました。
もう一点は譲受人の [REDACTED] っていう会社のことについて何か事務局で分かっていたら教えていただきたいということです。駒ヶ根市内でほかにこういった場所をもう既に造っているのかとか、知り得る範囲で結構ですので、お願いします。
- 主 任 (竹村 直人君)
今事務局で把握しているものとしましては、市内で [REDACTED] 合同会社が土地を取得して事業を行うというのはこの件が初になります。
それで、国内でいきますと、ここ以外でありますと、四国ですとか、あとは中部地方で同じように太陽光発電事業を展開されている法人となります。
本社については東京の会社になっておりますが、そのような形で事業をされ

ているところだと把握しているところです。

1 番 (森 武雄君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

木下委員、お願いします。

3 番 (木下 亜紀君)

特に質問ということのほどではないですけども、ちょっと思ったことがありまして、観光業とのバランスの問題がちょっと個人的に気になりました。

とりわけ、この地域では [] が新しい施設を昨年秋にオープンさせて地域外からの観光客誘致などに頑張っていらっしゃり、 [] というのは健康長寿とかスローライフ的な暮らしを味わう場所としてやっていらっしゃいますけれども、そういう場所を訪れる観光客の方がこの地域を通られたときに、地域間のバランスのなさといいますか、そのあたりが気にならないのかなと思ったわけです。

それで、地元の自治組合さんは、例えば [] とか近隣の事業者さんと景観のことなどを協議する場があるのか、あるのだとすれば、そういった事業者がどのような意向なのかっていうのが気になりました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

意見ということでもいいですか。

3 番 (木下 亜紀君)

はい。意見です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

春日委員。

1 2 番 (春日 知也君)

あえてなんですけど、5-1と2の現況はどうなっているのですか。

1 7 番 (河上 邦和君)

5-1については、もう同じ [] の持ち物ってということで、永年、もう草ぼうぼうのところですよ。

それで、5-2は、細く長いところで [] をしていて、大きいほうは [] を作っております。

1 2 番 (春日 知也君)

今の話は5-2と5-3ですね。

5-1はどうなっていますか。

17番 (河上 邦和君)

5-1は、やっぱり草ぼうぼうのところで、ほんの一部だけ自家用野菜を作っていたところですが、今は、もう全面、草ぼうぼうになっています。

昨年、 って言う方が を出しちゃって、このうちのは昔のうちだったのですが、これが しちゃって、 の後、今も片づけをしないで置きっぱなしになっています。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

あと、先ほど5-2のところでも水路の話が出ましたけれども、その後どうなったかというところが伺えなかったので……

17番 (河上 邦和君)

第1回の説明会では、ここは自然浸透——地下浸透でやるってことだったのですが、この辺は赤土か何かで水がしみ込んでいかないはずだから、それで雨が降ると氾濫するのだからボーリング調査してちゃんと調べろと言われて、1年間はボーリング調査をずっとやっておったんだけど、調査の結果、一応問題はないってということで来ました。

この場所は、集中豪雨のときに結構住宅街に川の水がどんと出ちゃって、そういうことがたまにあってたけれども、話を聞いてみると、そもそもそんなに水の出る川ではないはずなのだけれども、大雨だっていうことで水害になっちゃったのではないかと、ふだんは、幾らか降ってもそんなにあふれることもないような、雨水が流れる小さい川です。

12番 (春日 知也君)

ありがとうございます。

17番 (河上 邦和君)

この地域はほとんど川がないです。 から来るのは を超える太い水管橋で福岡に水が行っているんで、この地域は、その他の湧き水みたいなものがちょっと流れているだけで、そもそも水のない場所です。

12番 (春日 知也君)

ありがとうございます。

でも、見ると5-2については、今使っている農地は現役の農地のように聞こえたのですが、ここは石が出てきちゃってとても耕せないから法人も諦めたとか、そういった事情でもないようですし、現役農地として使えているものをこういうふうに移用されるのが認められちゃうと、これではどこでも現役の農地をどんどん転用しようっていうきっかけになっていくと思います。

そういったことからすると、何でしょう、みんなでちょっとワンクッション置いて何かに使えないか探すと、そういった取組をきちんと農業委員会とし

てやるべきではないかと感じました。

17番 (河上 邦和君)

そもそも、この土地は三六災害のときに [] といって四徳のほうから出てきた人たちが開墾した場所でありまして、もうみんな高齢化しちゃってあって、子どもたちも地元に残らないで街に出ていっちゃって、 [] って農事部があるわけですけど、役員を持っていくのにも、もう農家の方が5軒か6軒くらいになっちゃっているわけです。ですから、営農組合も維持が難しいっていうことです。

それで、借りておるところでは、ほとんどで [] を作っておりまして、なかなか収入にもならないという状況です。

12番 (春日 知也君)

担当農業委員だけで解決するのは難しい事例であるなということは私も感じます。

でも、そうなってくると、農業委員会全体としてこういった事例をどうするかっていうことをちゃんと考えるべき案件に聞こえます。

それこそ、特に5-2は、遊休農地化しないように草刈りなり何なりしておいて、このところで新規就農したいという方を呼び込むような取組をするとかいうことをしていく。

それで、5-1のところも、畑地は畑地で野菜類をやればちゃんと収益を上げることもできるので、畑地だからもうからないってことは全然ないと思います。

ちょっとこの案件はもう少し議論が必要だと思うのですが、どうでしょうか。皆さんから御意見いただきたいです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今、春日委員のほうからどうしたらいいかっていうことを農業委員会として考えたかどうかという意見がありました。ほかに御意見ございますか。

これについては、農振除外のときにも議論されたと思います。9月になっているから7月か8月に議論されて、農振除外でいきましょうということで結論が出たと思います。

それで、農政協議会のほうに回して何か意見が出るかなと思いましたが、ある認定農業者の方からここまで来ちゃったらもう止めようがないのではないかというような意見が出ました。それで農政協議会のほうでも農振除外の申請が許可されたっていう経緯になります。

ここで議論になりましたので、私もちょっと現地を見てきたけれども、農地については畑の形状はしていますけれども、その西側、ここは盛土みたいになっちゃっていてほぼ使えないような状況です。ある程度は平らですけども、

やはり農地の魅力という点からするとどうなのかっていう感じで見てきました。

それから、5-2につきましても、[]を作っている形跡はありましたけれども、[]のところは、以前は農地だったと思いますけれども、たしか[]いたのかなということで、一時期は農地ではなかったです。

それで、5-2のところは農地にされているけれども——春日委員さんの言われることはもっともだと思います。

ただ、農地としての魅力っていうところで、例えば新規就農で入ってこられる方に対して、この周りの環境とか、それから土地の持っている状況、先ほど河上委員が言われましたように、ここは開拓地ですので、いわゆる土地の状況ってというのは、一般論として考えて、条件的に中央道の下よりそんなにいいものではないかもしれません。

そこら辺まで考えると、[]のほうでみんなに声をかけるけれども引受手がなかったというのは、やはり今の環境と、土地、作ってもそんなにいいものはできないのではないかと、そんなこと等で多分引受手がなかったんじゃないかと思うわけです。

そういうことを含めた中で農政協議会の中でも農振除外やむなしということで結論が出ているところですけども、そんな状況と、現状と、一委員としての意見としての話をさせていただきました。

ほかに何かございましたらお願いいたします。

中嶋委員、お願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

まず、何点か問題があると思うのですが、一つは太陽光発電施設であるっていうところですよ。しかも、面積が結構広い。それから、実は、この周りは太陽光発電施設だらけで、太陽光発電銀座と言ってもおかしくないようなところだということがあります。

それで、太陽光発電施設に関しては、今、日本全国でも住民の反対運動とかがたくさん出ていて、そこら辺のところ、太陽光発電施設に対して市として何か規制があるのかどうかっていうところをまずお聞きしたいと思います。

局長 (入谷 吉博君)

太陽光発電施設の関係につきましては、3年くらい前、市内にどういう規制ができるかっていう検討を行った経過がございます。

結果として、長野県のほうに太陽光発電施設に関する設置条例の部分の規則がありまして、それに準ずるといって市独自の条例っていうのはつくらなかったということがございます。

なお、それと併せまして、小規模宅地開発というもので一定規模以上の土地

を大きめにいじる部分につきましては、当然、先ほどありました排水対策等が問題になってくるということでもあります。その部分につきましては駒ヶ根市で新たに手続が必要ということで、そこに対する要綱を設けたということでございます。

太陽光発電施設というのは、割といろんなところで問題があり、独自の条例等をつくっているところもあるのですが、北信の白馬とかでは強制的に新手の太陽光発電施設をうちは造らないということで条例制定がされておりますけれど、実際に業者さんが入って訴訟を起こされた場合、勝てる部分があるのかないのかっていうと、かなり微妙な内容というところがあります。

法的なもので、太陽光発電施設であるからという理由でそのもの自体を除外するっていうのはかなりハードルが高いというのが今の一般的な行政側の判断という状況でございます。

したがいまして、今申し上げましたとおり、市のほうでも一応その内容につきまして整理しておりますけれども、当然、その条件に合う状況で手続をされれば、それ以上にそれをもって止めるっていうことはなかなか難しいというところですよ。

あと、この地区は■■■■■になりまして、■■■■■というのが自治会で組織されておまして、そちらのほうで設置に関しては地元へちゃんと説明していただきたいということを業者に伝えまして、そちらを中心に地元への説明会を開かせていただきまして、地元の許可を得た上で進めていただきたいということについては念を押させていただいているという状況でございます。

2 番

(中嶋 隆君)

地元の許可って下りているのですか。
誰に聞けばいいのか分からないけど。

主 任

(竹村 直人君)

住民説明会を開いた経過と……

2 番

(中嶋 隆君)

多分許可じゃないよね。

主 任

(竹村 直人君)

許可じゃないです。

2 番

(中嶋 隆君)

説明会を開くっていう話だけで、だから、許可しなくても説明会を開けば通っちゃうという……

局 長

(入谷 吉博君)

説明会を開くのと、地元からの要望が出た場合については、それに対して誠実に対応していただきたいという形になっています。

- 2 番 (中嶋 隆君)
でも、対要しなくてもいいという……
- 局長 (入谷 吉博君)
これは県条例として指摘が入りますので、対応してくださいという前提です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
森委員、お願いします。
- 1 番 (森 武雄君)
質問ではないですけども、要望で申し訳ないのですが、この前、信毎に、
■かな、太陽光発電施設の農業委員会での審査なりが遅れて、それに対して提訴されて、農業委員会だったか村だったか、ちょっと忘れてしまいました
が、そういう記事が載っていました。
です、この太陽光発電施設に対する我々の判断ってすごく今は難しいなと思って記事を読みました。
よく農政協議会では、特別ってというか、事務局判断だと思いますけれども、
現地へ行って現場を見てから審議するってということがやられています。ダブる
方もおるとは思いますけれども、我々農業委員全員がそこに行って見てから判断
するってということがこれからは必要になってくるのかなと思って今聞いていま
した。
です、そんな機会もあれば判断する基準になっていいのかなと思いま
したので、ぜひ御検討をお願いしたいと思えます。
それと、ついですけれども、1番2番3番の許可基準のところ「集落接
続」って書いてありますけど、よく農地を宅地にして家を建てるっていうのは
集落接続っていう部分で理解できるけれども、太陽光発電施設を造るっていう
ことは、周りの家にとってはあまり歓迎されないではないかと思えますけれど
も、そういうことでも集落接続っていう意味で、これはこういう基準でやるの
でしょうかという質問です。
- 主任 (竹村 直人君)
許可基準の見方についてでございますが、集落接続の趣旨は、宅地化が一定
程度進んだ土地の観点の一つとして、集落が近くにある土地については宅地化
がある程度進んでいるため、農地を転用したとしてもそれによって周辺の農地
が影響を受けることは少ないという意味で集落接続という許可基準が設けら
れております。
今回につきましては、周辺に宅地が幾つかある土地にはなります。もしかす
ると周りに住んでいらっしゃる方からするとあまりいいことではないかもし

れないのですが、宅地化が進んできている土地についての転用という意味では、今回については集落接続に当てはまるというところがございます。

1 番 (森 武雄君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

春日委員。

1 2 番 (春日 知也君)

特に5-2のところのように、どの程度力を入れて耕作されているかっていう問題もあって、今の使い方に対する印象っていうのはあるのだろうと思うのです。

農業委員会としては農地の適切な利用を考えなさいというのだけれど、農地として現に使われている土地をどうぞ太陽光発電パネルにしてくださいっていう判断をするのは農地行政としてちょっと違うのではないかなと感じるのですけれど、その点、皆さんはいかがお考えでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

倉田委員、お願いします。

5 番 (倉田 益式君)

川上委員の説明があったように、法人でも受けられないと、それから個人の大規模農家の方に声をかけても乗ってこない、収益性の面からも農地としての魅力がないということだと思うのです。

そうすると、最初に話をしたように、地域計画の中で取り込めるかどうかというところにかかってくるわけです。

それで、今回の話、ここの3つの場所は、前回、もうソーラーパネルを立てているところから農業委員会の中では1回却下しているわけです。それで、却下したのだけれども、結局、地主さんがもう年寄りで、自分では何もできないと、お金もないと、じゃどうするかっていったら、もう太陽光発電パネルを設置するしかないということで、そのままあのときは進んだのですよね。

でも、今、太陽光パネルの立っているところに農業委員会にかかった農地があるわけです。

そういう中で、じゃ農業委員会のみんなで見に行って農地として残すかどうか検討したところで、農業委員としてお手伝いできますかということです。

農業委員自らここの農地を耕作できますか。ほかに人は誰も手を出さないわけです。としたら、農業委員が責任を持ってやりましょう、私たちがやりましょうっていうことで話が進むならば太陽光発電パネルを置かないでできる。でも、皆さんそういうことができますかというところが問題なのです。

幾ら見に行ってもここはもう農地として残そうといったところで、誰も手を出さないところを、じゃ農業委員が自ら耕せば、それはそれでもいいですけども、今は、魅力がないから地元の法人でも受けない、大規模農家に話をしても受けない——収益性が一番のポイントだと思うけれども。

さっきも言われたように、■■■■は三六災害のときにこっちへ越してきて開拓した土地なので、土地としても田んぼにはならないし、畑でも、今までは■■■■でやってきているので、気がある方は、ぜひ俺がやるということで声を上げてほしいと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

あと、先ほど春日委員さんが言われたように、現在農地として使われているところを太陽光発電施設にすることを認めるのは農業委員会としてどうなのかというお話がありましたけれども、農業委員会として言えるのは、1種農地であれば、これは駄目ですよって言うことが言えます。

ただ、今回、これを見ますと2種農地になっているのです。1種農地と2種農地の区分って言うのは、私も勉強不足で何とも言えないのですけれども、農業委員会としては、1種だったら絶対に駄目ですよって言う話でいく、2種農地ですので、ある程度の融通が利くような——言葉が間違っているかもしれませんが、私の感覚で言えば融通が利くような土地として取り扱えるということになっています。

ですので、2種農地への太陽光発電施設の設置を認めるということは、農業委員会の立場としても、何ていうか、言い訳ですけど、致し方ないって言うことはできるのではないかと思います。

それで、先ほどから出ていますように、■■■■って言うところは入植されましたけど、■■■■でした私のおやじが■■■■をやっていたので■■■■については非常にお世話になったところですけども、先ほども言いましたように、5-3ではたしか■■■■いたような記憶がありますし、あと、■■■■もお父さんは■■■■をやっていて、こちら辺はほとんどが■■■■です。

ですので、先ほども話が出ましたけれども、簡単に言うと適正作物は■■■■で、東京から人を連れてきて、おまえ、ここで農業をやれよって、正直言って私は言えません。そういう気持ちです。本当に豊穡な土地ならやってくれと言うことはできますけれども、なかなか難しいと思っています。

これは一委員としての意見で、会長としての意見じゃありませんので、そこは御理解いただければと思いますけれども、以上です。

中嶋委員、お願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

ここって、場所的には[]のすぐ横、出たところですよ。農地としてというよりは、例えば宅地なのか、それかどこかの事業所なのかっていうような、そういう意味では、すぐそばなので最適な土地だと思うわけです。

それで、この西側は相当いろんなものが入ってきていますよね。さっき言った[]の下あたりのところへいろいろ出てきていて、そのすぐ東なので、市として、こちら辺の[]があるところに対して、広い土地を、農地じゃなくても、もう少し活用するっていうような考えがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいです。

局長 (入谷 吉博君)

今、市としてということでございますので、市としてということであれば、第5次総合計画、または土地利用計画に沿っての計画が前提になってくるかと思えます。

確かに、今おっしゃったように、新たに[]ができることにより交通接点の要になってくる場所ではありますが、ここを特段何かの地域に指定してという形は、現時点では取っておりません。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに何かございますか。

それでは、進みませんので、決を採りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第48号について原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、反対の方は挙手をお願いします。

[反対者挙手]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、賛成15名ということで、これについては可決するというので決定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで議案第49号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により[]委員、[]委員及び[]委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 〃 〃 〃 退場〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(高坂 貴和君)

議案書 18 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借) を御説明し、御提案と
させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 7 年 11 月 28 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 9 万 7, 820 m²、10 年が田 7 万 1, 133
m²、畑 1 万 4, 345 m²、合計 18 万 3, 198 m²でございます。

貸手が 45、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

19 ページ～36 ページに各筆の明細が載っております。

45 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 111 筆を貸し付けるとい
うことになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある方へ記載の
内容で貸付け予定でございます。

今回記載ができておりませんが、いずれの筆も円滑化または市の利用権から
の移行の筆となります。

ページで言いますと 30 ページのところ、1 番～39 番については円滑化から
の移行、31 ページからになります。40 番～54 番が市の利用権から移行の筆
となっております。

以上について御審議をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、ちょっと数が多いので時間を取りますので、各委員のほうで御確
認をお願いします。

その間に該当する委員の方で補足説明がありましたら説明をお願いします。

〔各自黙読〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、議案第 49 号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[████████ 君・██████ 君・██████ 君

入場・復席]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長

(山本 孝浩君)

それでは議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御提案させていただきます。

37 ページの農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

このことについて令和 7 年 10 月 31 日で公告を予定してございます。

売買の面積は、田んぼ 824 m²、売手、買手はともに 1 でございます。

なお、この売買につきまして 10 月 8 日に農地あっせん審査会を開催してございます。

38 ページを御覧ください。

所有権移転一覧表を御覧ください。

山田さんから長野県農業開発公社へ売り渡す内容でございます。

対象の農地は 2 筆、対価は 90 万円でございます。

農地の位置につきましては 39 ページを御覧ください。

場所は、町 2 区、██████ の北側に位置してございます。

38 ページにお戻りください。

この売買につきましての所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、いずれも令和 7 年 11 月 20 日でございます。

この売買の買取り予定者につきましては表の左下に記載してございますので、御確認ください。

以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明等が地元委員からございましたら……(「ありません」と呼ぶ者あり)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 50 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 7 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 25 分